

ダウンロード違法化による犯罪傾向の変化

2013.12.13(金)

飯森灯(21011017ri@tama.ac.jp)

1. はじめに

近年、我が国ではインターネットが飛躍的に発達し、WindowsOSが急速に広まり大衆化することで、今や一般の人々には欠かせない存在となっているが、これら情報技術の進展に伴い、ビジネスソフトを初めとした様々な電子情報に対する著作権侵害が問題となってきた。その対応策の一つとして2010年1月1日に、著作権法の改正により違法コンテンツと知りながらダウンロードする行為は違法となった。

そこで、本研究では、この「ダウンロード違法化」の効果について検証することを目的とする。「ダウンロード違法化」が施行され、実際には取り締まりが及ばない、いわゆるグレーゾーンであり、従来のアップロード者が逮捕されるという現状から変化がなく、ダウンロードによる罰則は一般化していないという現状があり、法改正の効果について分析を行う。

2. 研究方法

ACCS一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会が運営する法人サイトより掲示されている著作権侵害による逮捕件数とその内容から2000年度より2012年度までの12年間を分析対象とする。

主な分析内容は「海賊版の流布についての事例と特徴」、「違法アップロードについての事例と特徴」、「年齢と職業による犯罪傾向の特徴と違い」、「年齢と職業による海賊版の流布およびアップロードの相関関係」、「ダウンロード違法化に伴う犯罪件数ないし犯罪傾向」である。これらの視点で

分析し、法改正の効果の有無を明らかにする。

3. 途中経過

本項では、現在判明している犯罪傾向の変化、特徴を述べる。

- ① 犯行のそのほとんどが男性であり、女性の犯罪件数は2件ほどである。
- ② 2010年9月までの事件において、海賊版の販売による逮捕者がその大多数を占めている。2010年10月以降は違法アップロードによる逮捕者も増加傾向にあるが、依然として海賊版の流布による犯罪が後を絶たない。
- ③ 2004年度までの海賊版による被害物は、その殆どがコンシューマーゲームとビジネスソフトウェアに集中している。
- ④ P2Pを悪用した違法アップロードの初摘発は2010年9月からである。

4. おわりに

現段階では、やはりダウンロード違法化によるダウンロード逮捕者は散見できない。しかし、ダウンロード違法化が犯罪傾向の抑止力となっているか否か、追求する余地は十分にあると考えている。最終的な結論は出ていないが、犯罪傾向は確かに変化し、特徴も見えてきている。

結論に向け、分析を進めている。